

氏名	にし 西	かわ 川	のぼる 登
学位(専攻分野)	博士 (経済学)		
学位記番号	論経博第141号		
学位授与の日付	平成5年1月23日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
学位論文題目	江戸時代の三井家における会計組織の研究		

論文調査委員 (主査) 教授 高寺貞男 教授 野村秀和 教授 中居文治

論文内容の要旨

本論文は、その表題に示されているように、三井文庫に収蔵されている膨大な会計史料の解説を通じて、「江戸時代の三井家における会計組織」を体系的に再生した会計史「研究」である。

章別構成に即して要約すると、序章「江戸時代の簿記会計」では、17世紀後半期に上方大商家において(二重分類簿記体系に所属する収支簿記法として)開発された和式複式決算簿記が19世紀には地方商家にも普及していった過程が追跡されている。

第1章「三井家初期(元禄期)の会計組織」では、17世紀末から18世紀初頭の三井家初期の決算(内部報告書)について、三都(京・大阪・江戸)に展開した「店々」の中で、非複式決算から複式決算へ移行した店と非複式決算のままであった店の違いを管理組織の整備との関連で考察している。

三井家は1710年に三井同苗9家(のち11家)を持分所有者とする「大元方」と呼ばれる中央機関を創設したが、1729年までに大元方が京都呉服店、京都両替店および(発祥地に所在する)松坂店に投融資し、京都の呉服店と両替店が統括店としてそれぞれ傘下枝店をもつ階層的管理を完成させたので、第2章「大元方成立後の三井家の会計」では、各枝店が京都の両統括店を通じて大元方(さらに持分所有者)に報告される会計システムを解明するために、大元方(京都呉服店と傘下枝店からなる)「本点一卷」および(京都両替店と傘下枝店からなる)「両替店一卷」の会計が順次分析されている。

ついで、1774年に三井同苗11家が3集団に分裂し、各集団がそれぞれ本店一卷、両替店一卷および松坂店を分有する形態となったので、第3章「安永持分け(企業分割)とその後の会計」では、この企業分割の会計処理とそれによって生じた会計組織の変化が追跡されている。そして、第4章「寛政一致(再結合)以後の会計」では、1797年の再結合の会計処理とその後の大元方、本店一卷および両替店一卷の会計組織が解明されている。

第5章「大坂両替店の帳簿組織」では、現金式仕訳帳と総勘定元帳とからなる主要簿に、店内部の部署を下位会計単位とした帳簿類を補助的に組み合わせた帳簿組織が採用され、第6章「大元方の帳簿組織」では、同じく収支簿記法に即しているが、単一(現金式)仕訳帳・元帳制に近い形態が採用されていたこ

とが析出されている。

論文審査の結果の要旨

江戸時代会計史料として「決算報告書やその控記録はかなりの量が現存するが、日常の記録・計算簿の類はほとんど残っていない」ために、若干の例外（たとえば、小倉栄一郎『江州中井家帖合の法』ミネルヴァ書房、1962年）を除くと、旧来の江戸時代会計史研究の多くは決算報告書の解析に限られてきた。

これにたいし、三井文庫に収蔵されている会計史料は決算報告書のみならず、原始記入簿と転記簿が（他と比較にならないほど）よく揃っているのです。そこに着目して、それらを網羅的・連続的に利用した本論文は、（小倉の対象とした中井家の事例よりも1世紀以上も遡った）元禄期から残存している三井家の会計史料の歴順的・徹底的な解読を通じて、二重分類簿記体系に所属する収支簿記法に即して設計されている「江戸時代の三井家の会計組織」を詳細かつ丹念に追跡した点において、日本会計史の研究水準を一挙に引き上げるといふ大きな貢献を果している。

なお、本論文は個別企業における会計技法の発達史の研究というよりも、むしろ会計史と経営史を統合すべく、会計史によって経営史を裏付けながら、会計史を経営史として叙述していく試みに珍しく成功した事例「研究」であると評価できる。

とはいえ、本論文にも、若干の弱点が伏在しないわけではない。たとえば、三井家の報告会計システムが（京都の2つの統括店や一部の傘下枝店を利益管理単位として構成された事業部制に似た）分权的管理に「業績責任会計」として果たした役割が指摘されながら、その具体相についての記述が不足している。また、三井家においては、元禄期から収支簿記法に即して複式決算簿記がおこなわれていたことを確認しながら、なぜ、二重分類簿記体系がルネッサンス期イタリアにおいては、貸借簿記法として開発されたのに、元禄期直前の日本においては、収支簿記法として設計されたのかが不問に付されている。

これらの弱点は、もちろん、今後の課題として埋めなくてはならないが、本論文は会計史と経営史の統合に成功しているばかりではなく、会計史料の利用の網羅性と継続性ならびにその解読の深さと丹念さにおいて、旧来の研究水準をはるかに超えた労作であり、博士（経済学）の学位論文として価値を有するものである。なお、平成4年12月10日に、論文内容とそれに関する試問をおこない、合格と認めた。